

■ 都道府県計画の見直しについて

平成28年の改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることと明記されるとともに、子ども家庭への養育支援から家庭養育を中心とした代替養育まで支援の枠組みが広がられたことを受け、平成29年8月に国の検討会において「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

当該ビジョンを踏まえて、平成30年7月6日に厚生労働省より発出された（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について）によると、平成31年度中に都道府県計画を新たに策定することとされています。

現計画は本市所管児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、施設の小規模化、地域分散化という方針のもと、国の示す「本体施設、グループホーム、里親等の割合を概ね3分の1ずつ」という目標に向けて平成27～41年度の本市数値目標（裏面）を定めており、あらたな計画の策定について以下の通り進めてまいりたいと考えています。

■ 新しい社会的養育ビジョンの意義

・平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。

・この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。

・改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

■ 新たな計画に記載すべき事項・今後の進め方

新たな計画に記載すべき事項

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像の策定
- ② 子どもの権利擁護の取組策定
- ③ 代替養育計画の策定
- ④ 里親等への委託推進に向けた取組策定
- ⑤ パーマネンシー保障のための家庭復帰と、社会的養育からの養子縁組推進計画策定
- ⑥ 施設の小規模化・地域分散化・高機能化及び多機能化
・機能転換に向けた取組策定
- ⑦ 自立支援に関する計画策定
- ⑧ 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組（ショートステイ、児童家庭支援センター機能強化等）策定
- ⑨ 一時保護改革に向けた取組策定
- ⑩ 児童相談所機能強化に向けた取組策定

今後の進め方

30年度に
ニーズ調査
を行い、31
年度に素案
を策定。

パブリック
コメントを
経たうえで
児童福祉審
議会への報
告後、国へ
提出する見
込み。

大阪市における都道府県推進計画について

現状(26年度)			前期(27~31年度)			中期(32~36年度)			後期(37~41年度)			
定員	1,252人		1,281人			1,298人			1,291人			
	本体施設 ※1	グループ ホーム※2	家庭養護 ※3	本体施設	グループ ホーム	家庭養護	本体施設	グループ ホーム	家庭養護	本体施設	グループ ホーム	家庭養護
措置児童数	1,029人	78人	145人	947人	138人	196人	825人	234人	239人	629人	348人	314人
割合	82%	6%	12%	73.93%	10.77%	15.30%	63.56%	18.03%	18.41%	48.72%	26.96%	24.32%

- ※1 本体施設とは、児童養護施設、乳児院
- ※2 グループホームとは、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型)
- ※3 家庭養護とは、里親、ファミリーホーム

(参考)国の目標割合

	本体施設	グループ ホーム	家庭養護
国	約33%	約33%	約33%

<26年度>

本体施設	1,029人	82%
グループホーム	78人	6%
家庭養護	145人	12%

<最終の目標事業量>

本体施設	児童養護施設 乳児院	計 629人	48.72%
グループ ホーム	地域小規模児童養護施設 小規模グループケア(分園型)	132人 216人 計 348人	26.96%
家庭養護	里親 ファミリーホーム	200人 114人 計 314人	24.32%

合計 1,252人

合計 1,291人

大阪市が管轄する施設の小規模化と家庭的養護の推進予定について(平成27年度~41年度)

こども青少年局

より家庭的な養育環境へ

<p>児童養護施設 保護者がいない児童や、保護者に監護されることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う。</p> <p>現施設数 11施設 ＜弘済のみ園・長谷川羽曳野学園＞</p>	<p>小規模グループケア (高齢者でのモニタリング)</p> <p>本体施設等において小規模グループによるケアを行う。 本体施設の定員枠で設置</p> <p>14か所 ⇒ 45か所</p>	<p>地域小規模児童養護施設 (グループホーム型の設置)</p> <p>本体施設の定員枠と地域の民間住宅などを活用して数箇の養育を行う。</p> <p>11か所 ⇒ 22か所</p>	<p>ファミリーホーム 養育者の住居等で要保護児童の養育を行う。</p> <p>定員 15か所あたり96人</p> <p>11施設 ⇒ 19施設</p>	<p>里親 要保護児童の養育を里親に委ねる。</p> <p>児童4人まで 児童4人まで</p> <p>登録里親数 124人 ⇒ 200人</p>
<p>乳児院 保護者がいない乳幼児、その他環境上養護を要する乳幼児を入所させて養育する。</p> <p>現施設数 5施設</p>				
<p>児童心理治療施設 軽度の情緒的課題がある児童を入所または通所させ、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行い、また施設内等の学校教育との連携により総合的な支援を行う。</p> <p>現施設数 2施設 ＜弘済のみ園・児童院＞</p> <p>長谷川羽曳野学園の種別変更 2施設 ⇒ 3施設</p>				
<p>児童自立支援施設 不良行為をなし、又はなす恐れのある児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、必要な指導を行うことでその自立を支援する。</p> <p>現施設数 1施設 ＜阿武山学園＞</p> <p>機能拡充のための整備 (30~31年度 改築工事)</p>			<p>自立援助ホーム</p> <p>児童養護施設等を退所後、困難な児童等が共同生活を営む仕向として社会的自立を支援する。</p> <p>5施設 ⇒ 6施設</p>	

■ 計画策定スケジュール (案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	
30年度			子ども相談センターとの協議		児童福祉専門分科会開催	計画策定にかかるワークショップ開催 (第1回)		子ども相談センター(依頼)の把握 数(里親委託)の把握 家庭養護必要数(里親委託)		②、⑤、⑦～⑩について、検討	ニーズ調査結果の分析	社会的養育専門部会(ワーキングの後継)	児童福祉審議会開催
			大阪府堺市と調整								⑥のうち多機能・高機能化、機能転換など	市管施設へのヒアリング	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32.1月	2月	3月
31年度	⑤⑦⑩について検討	第1回専門部会での意見を②③④⑥について検討	素案作成	専門部会開催 (第2回: 素案審議)	ワークショップ案作成	ワークショップの実施		必要に応じ、パブリックコメントを受けての計画修正	専門部会開催 (第3回: 計画案審議)	児童福祉審議会への報告	厚生労働省へ計画提出	
		市管施設へのヒアリング										

「子ども施策審議会」 社会的養育体制整備計画策定部会への参画について

平成28年の改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であると明記されるとともに、子ども家庭への養育支援から家庭養育を中心とした「養育支援」へと支援の枠組みが広がったことを受け、平成29年8月に国の検討会において「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

当該ビジョンを踏まえ、平成30年1月に国の社会的養育専門委員会に提出された「都道府県計画の見直し要綱(骨子案)」によると、平成30年度中に都道府県計画を見直すこととされています。また、平成31年度に各市町村が子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約することとされています。

については、都道府県計画の見直しに当たり、とりわけ各市町村の子ども家庭支援体制の構築や児童相談所設置支援の分野における検討が市町村の視点を踏まえたものとなるよう、「社会的養育体制整備計画策定部会」及び「子ども家庭支援体制WG」への参画をお願いします。

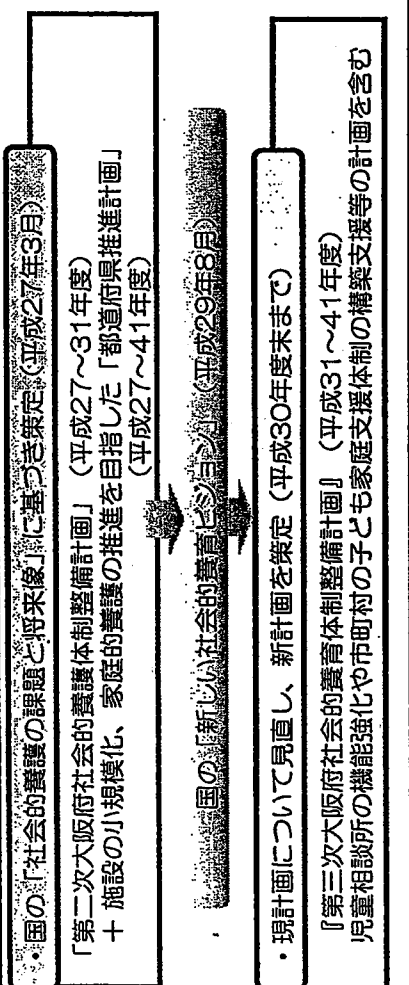
■ 市町村に関する大阪府の主な計画の検討内容(「新しい社会的養育ビジョン」より)

- 市町村の子ども家庭支援体制の構築に関する計画 (平成31～36年度)
- 各市町村が都道府県とともに、妊娠前から自立まで、及びボビュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する。(平成31年度)
- 児童相談所に関する計画 (中核市の児童相談所設置に向けた支援に関する計画)
- 各都道府県にある中核市が児童相談所を設置できるような支援方法を計画し、平成33年度までに中核市が児童相談所を設置できるようにする。(平成30年度に詳細計画を作成する)

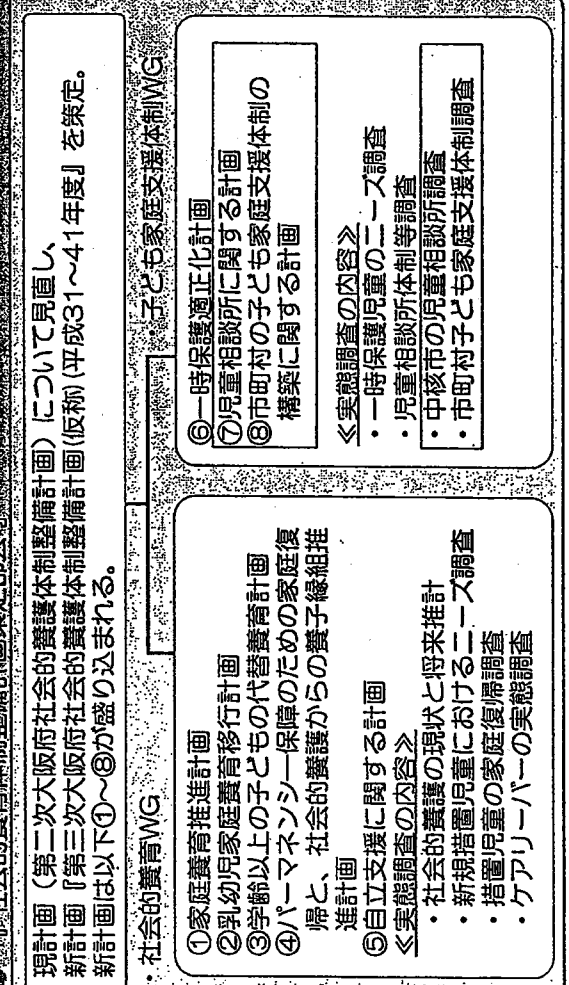
■ 大阪府の検討スケジュール

H30年	3月	第1回社会的養育体制整備計画策定部会 施設ヒアリング(※各施設複数回実施) 実態調査の実施 子ども施策審議会への報告
	5月	実態調査の分析 及び 施設ヒアリングの整理
	6月	第1回 同 - 社会的養育ワーキング
	7月	第1回 同 - 子ども家庭支援ワーキング
	8月	第2回 同 - 社会的養育ワーキング
	9月	第2回 同 - 子ども家庭支援ワーキング
	10月	第3回 同 - 社会的養育ワーキング
	11月	第3回 同 - 子ども家庭支援ワーキング
H31年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第2回社会的養育体制整備計画策定部会 取りまとめ
	3月	子ども施策審議会への報告

■ 背景



■ 計画の検討体制



大阪府子ども施策審議会

社会的養育体制整備計画策定部会 委員候補者

荒井 恵一	大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長
伊藤 嘉余子	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授
伊山 喜二	大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長
岡本 正子	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 共同研究員
才村 純	関西学院大学 人間福祉学部 人間科学科 非常勤講師
鷺島 実	大阪里親連合会 会長代理
中村 善彦	大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士
農野 寛治	大阪大谷大学 人間社会学部 教授
	市長会から推薦の委員
	町村長会から推薦の委員

(50音順)

子ども家庭支援体制 WG 委員名簿

—現在 調整中—

※市長会・町村長会から推薦の委員を含む。

新規措置児童ニーズ調査 調査票

【記入上の留意事項】

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に入所措置・里親委託（措置変更を含む）した児童について記入してください。
 - ・今回の調査の目的は、「新しい社会的養育ビジョン」において示された内容（※）と、現状との間にある差異を明らかにすることです。
 - ・回答にあたっては、こうした支援を行う体制が量的に十分整ったと仮定してください。
- （※）就学前児童は里親・ファミリーホームへの委託率を75%とし、学童期以降は50%とする目標値や、施設での入所期間を、高度なケアニーズを有するものでも、就学前で数か月、学童期は1年以内とし、さらに高度な場合でも3年以内とすること、など。

【記入者】

児童氏名			
担当者名	記入者名	□担当者と同じ（ ）	

- 児童の基本属性（システムから抽出するため担当者は回答不要）
- ・生年月日、性別、相談種別、入所措置・里親委託開始日、施設等種別、施設等名称

1 子どもの入所・委託措置について

（各区分は支援学校等を含む）

開始時の区分	①乳児	②幼児	③小学生	④中学生	⑤高校生	⑥中卒
措置変更での開始の場合は、連続する最初の措置の開始日	平成 年 月 日					
措置開始時点で必要と考えた措置期間について（あてはまる選択肢一つに○をつける。）						
①3か月未満	③6か月以上～1年未満		⑤3年以上			
②3か月以上～6か月未満	④1年以上～3年未満					

※措置期間は、「新しい社会的養育ビジョン」に示される、子どものニーズに応じた養育体制が整ったと仮定して回答すること。

2 措置開始時点の子どものケアニーズについて（0,1,2歳は※印を中心に他の項目についてもあてはまる場合は選択）

行動上の問題について（よくあてはまる行動について、上位5つ以内に○をつける。）		
①（※）あやしても笑わない	⑫こだわりが強い（日課がスムーズにできない等）	⑳放火する
②（※）抱かれても反り返る	⑬ある行為を何度も繰り返す（強迫行為）	㉑家の中で盗みをする
③（※）よく泣く	⑭衝動的だったり、じっくり考えないで行動する	㉒家の外で盗みをする
④（※）かみつき	⑮医学的に原因を特定できない身体的不調の訴え（頭痛・腹痛、吐き気、発疹等の訴え）	㉓酒を飲んだり、病のためでなく薬を使っている
⑤（※）視線が合わない	⑯夜尿	㉔器物破壊
⑥（※）人見知りしない	⑰引きこもって他人と関わりを持とうとしない	㉕自分の持ち物を壊す
⑦（※）寝ぐずりや夜泣きが激しい	⑱嘘をつく	㉖家族や他人の持ち物を壊す
⑧睡眠の問題	⑲不登校	㉗人に暴力をふるう
⑨食の問題（小食・過食等）	㉑怠学	㉘動物を虐待する
⑩食べ物でないものを食べたり飲んだりする	㉒家出をする	㉙自傷行為
⑪（不安が強く）ひとりであることができない		㉚自殺することについて話したり、死のうとしたりする
		㉛性的な問題
		㉜その他（ ）

発達上の支援課題（疑いを含む）等について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①（※）月齢相当でない	③知的障がい	⑥身体障がい
②（※）-2SD 以下又は 50% タイル以上の低下	④発達障がい（ASD,ADHD,LD等）	⑦その他（LGBT への支援等 ）
	⑤精神障がい（発達障がいを除く）	
心理的課題（疑いを含む）について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①トラウマ関連障がい	②愛着障がい	③家庭環境への拒否（*）
必要な医療的ケアについて（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①日常介助（食事・着替え・入浴等、ただし乳幼児を除く）	③処置等の介助（アレルギー、慢性疾患、たん吸引等）	
②療育指導・訓練（運動機能訓練、言語機能訓練、視機能 訓練、補聴訓練）	④観察と対応（多動等）	
	⑤通院介助	

（*）家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対する拒否感が強い。

- 3 子どものケアニーズのみに着目した場合、措置先として最も望ましいと考える養育環境について（もっともあてはまる選択肢一つに○をつける。なお、回答にあたっては、保護者の状況を考慮せず、また、里親家庭や施設の体制が量的に十分であると仮定。）

①養子縁組里親	④児童養護施設	⑦福祉型障がい児入所施設
②はぐくみホーム・ファミリーホーム	⑤児童心理治療施設	⑧医療型障がい児入所施設
③乳児院	⑥児童自立支援施設	⑨自立援助ホーム

- 4 3で回答した措置先に措置できなかった場合、その理由について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）

①養子縁組について保護者同意が得られなかった	
②里親委託について保護者同意が得られなかった（里親委託を拒否）	
③里親委託について保護者同意が得られなかった（きょうだいと同一施設を希望）	
④里親委託では保護者対応が困難と判断した（子どもを連れ戻すリスクがあり安全確保のため）	
⑤里親委託では保護者対応が困難と判断した（里親に対する個人攻撃のおそれなど）	
⑥適切な養子縁組里親が確保できなかった	
⑦適切なはぐくみホームが確保できなかった	
⑧適切な施設が満床だった	
⑨子どものケアニーズを満たせないと判断した	
⑩その他（	）

- 5 CWが必要と判断した新規措置時点の保護者の支援ニーズについて（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）

①これまでの養育の振り返りを支援	④市町村の子育て支援サービス	⑧精神科医療（トラウマ）
②保護者自身の回復を支援	⑤障がい支援サービス	⑨精神科医療（発達障がい）
③生活困窮への支援（就労支援含）	⑥精神科医療（精神病）	⑩その他医療的ケア
	⑦精神科医療（依存症）	⑪その他（
		）

- 6 新規措置時点の措置・委託解除の方向性について（もっともあてはまる選択肢一つに○をつける。）

①【家庭復帰】面会、外出、外泊を繰り返す中で家庭復帰をめざす
②【家庭復帰】母子生活支援施設を利用した家庭復帰をめざす
③【自立支援】家族とのつながりを持ちながら自立をめざす
④【自立支援】家族とのつながりを持たずに自立をめざす
⑤【養子縁組】家庭復帰の見通しがなく、養子縁組をめざす

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

措置児童の家庭復帰調査 調査票

【記入上の留意事項】

- ・平成30年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、児童福祉法第27条第1項第3号の措置（施設入所・里親等委託）を行っている児童について記入してください。
 - ・今回の調査の目的は、「新しい社会的養育ビジョン」において示された内容（※）と、現状との間にある差異を明らかにすることです。
 - ・回答にあたっては、こうした支援を行う体制が整ったと仮定してください。
- （※）就学前児童は家庭養護率を75%とし、学童期以降は50%とする目標値や、施設での入所期間を、高度なケアニーズを有するものでも、就学前で数か月、学童期は1年以内とし、さらに高度な場合でも3年以内とすること、など。

【記入者】

児童氏名			
担当者名	記入者名	□担当者と同じ（ ）	

○ 児童の基本属性（システムから抽出するため担当者は回答不要）

- ・生年月日、性別、相談種別、入所措置・里親委託開始日、施設等種別、施設等名称

1 子どもの入所・委託措置について

（各区分は支援学校等を含む）

現在の区分	①乳児 ②幼児	③小学生 ④中学生	⑤高校生 ⑥中卒	⑦大学、短大、専修学校 ⑧その他（ ）
措置変更での開始の場合は、連続する最初の措置の開始日			平成 年 月 日	
基準日時点で必要と考える措置期間について（あてはまる選択肢一つに○をつける。）				
①3か月未満 ②3か月以上～6か月未満		③6か月以上～1年未満 ④1年以上～3年未満		⑤3年以上

※措置期間は、「新しい社会的養育ビジョン」に示される、子どものニーズに応じた養育体制が整ったと仮定して回答すること。

2 基準日時点の子どものケアニーズについて（0,1,2歳は※印を中心に他の項目についてもあてはまる場合は選択）

行動上の問題について（よくあてはまる行動について、上位5つ以内に○をつける。）		
①（※）あやしても笑わない ②（※）抱かれても反り返る ③（※）よく泣く ④（※）かみつきの ⑤（※）視線が合わない ⑥（※）人見知りしない ⑦（※）寝ぐずりや夜泣きが激しい ⑧睡眠の問題 ⑨食の問題（小食・過食等） ⑩食べ物でないものを食べたり飲んだりする ⑪（不安が強く）ひとりであることができない	⑫こだわりが強い（日課がスムーズにできない等） ⑬ある行為を何度も繰り返す（強迫行為） ⑭衝動的だったり、じっくり考えないで行動する ⑮医学的に原因を特定できない身体的不調の訴え（頭痛・腹痛、吐き気、発疹等の訴え） ⑯夜尿 ⑰引きこもって他人と関わりを持たずとする ⑱嘘をつく ⑲不登校 ⑳怠学 ㉑家出をする	㉒放火する ㉓家の中で盗みをする ㉔家の外で盗みをする ㉕酒を飲んだり、病のためでなく薬を使っている ㉖器物破壊 ㉗自分の持ち物を壊す ㉘家族や他人の持ち物を壊す ㉙人に暴力をふるう ㉚動物を虐待する ㉛自傷行為 ㉜自殺することについて話したり、死のうとしたりする ㉝性的な問題 ㉞その他（ ）

発達上の支援課題（疑いを含む）等について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①（※）月齢相当でない	③知的障がい	⑥身体障がい
②（※）-2SD 以下又は 50% タイル以上の低下	④発達障がい（ASD,ADHD,LD等） ⑤精神障がい（発達障がいを除く）	⑦その他（LGBT への支援等）
心理的課題（疑いを含む）について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①トラウマ関連障がい	②愛着障がい	③家庭環境への拒否（*）
必要な医療的ケアについて（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①日常介助（食事・着替え・入浴等、ただし乳幼児を除く）	③処置等の介助（アレルギー、慢性疾患、たん吸引等）	
②療育指導・訓練（運動機能訓練、言語機能訓練、視機能訓練、補聴訓練）	④観察と対応（多動等） ⑤通院介助	

（*）家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対する拒否感が強い。

3 基準日（本調査）時点の保護者の支援ニーズについて（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）

①これまでの養育の振り返りを支援	④市町村の子育て支援サービス	⑧精神科医療（トラウマ）
②保護者自身の回復を支援	⑤障がい支援サービス	⑨精神科医療（発達障がい）
③生活困窮への支援（就労支援含）	⑥精神科医療（精神病）	⑩その他医療的ケア
	⑦精神科医療（依存症）	⑪その他（ ）

4 基準日（本調査）時点の措置・委託解除の方向性について（もっともあてはまる選択肢一つに○をつける。）

①【家庭復帰】面会、外出、外泊を繰り返す中で家庭復帰をめざす
②【家庭復帰】母子生活支援施設を利用した家庭復帰をめざす
③【自立支援】家族とのつながりを持ちながら自立をめざす
④【自立支援】家族とのつながりを持たずに自立をめざす
⑤【養子縁組】家庭復帰の見通しがなく、養子縁組をめざす

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

一時保護（委託）児童のニーズ調査 調査票

【記入上の留意事項】

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に一時保護（委託）を解除した児童について記入してください。（当該期間中に複数回一保解除している児童は、それぞれに調査票を作成）

一時保護（委託）児童氏名		開始日／解除日	H 年 月 日 / H 年 月 日
担当者名		記入者名	<input type="checkbox"/> 担当者と同じ ()

1 子どもの基本属性について

(各区分は支援学校等を含む)

開始時の年齢	才	生年月日	年 月 日	性別	①男 ②女
開始時の区分	①乳児 ②幼児 ③小学生 ④中学生 ⑤高校生 ⑥中卒				

2 子どもの一時保護（委託）について

一時保護（委託）先について、あてはまる選択肢一つに○をつける。「②」は施設種別も記入）

- ①一時保護所 ②施設（施設種別： ） ③里親 ④ファミリーホーム ⑤病院

一時保護（委託）に至った相談種類について、あてはまる選択肢一つに○をつける。

（「⑥」は事由も記入）

- ①養護虐待 ②養護その他 ③障がい ④非行 ⑤育成 ⑥その他（ ）

一時保護（委託）期間について、あてはまる選択肢一つに○をつける。（「④」はカッコ内も選択）

- ①7日以内 ②30日以内 ③60日以内
④61日以上（うち 半年以内、 1年以内、 1年以上）

個別棟の使用の有無について、あてはまる選択肢一つに○をつける。

- ①有 ②無

システム（名簿）から入力（各C企画総括）

3 一時保護（委託）開始時点の子どものケアニーズについて

(0,1,2歳は※印を中心に他の項目についてもあてはまる場合は選択)

行動上の問題について（よくあてはまる行動について、上位5つ以内に○をつける。）

①（※）あやしても笑わない	②こだわりが強い（日課がスムーズにできない等）	②放火する
②（※）抱かれても反り返る	③ある行為を何度も繰り返す（強迫行為）	③家の中で盗みをする
③（※）よく泣く	④衝動的だったり、じっくり考えないで行動する	④家の外で盗みをする
④（※）かみつきの	⑤医学的に原因を特定できない身体的不調の訴え（頭痛・腹痛、吐き気、発疹等の訴え）	⑤酒を飲んだり、病のためでなく薬を使っている
⑤（※）視線が合わない	⑥夜尿	⑥器物破壊
⑥（※）人見知りしない	⑦引きこもって他人と関わりを持とうとしない	⑦自分の持ち物を壊す
⑦（※）寝ぐずりや夜泣きが激しい	⑧嘘をつく	⑧家族や他人の持ち物を壊す
⑧睡眠の問題	⑨不登校	⑨人に暴力をふるう
⑨食の問題（小食・過食等）	⑩急学	⑩動物を虐待する
⑩食べ物でないものを食べたり飲んだりする	⑪家出をする	⑪自傷行為
⑪（不安が強く）ひとりであることができない		⑫自殺することについて話したり、死のうとしたりする
		⑬性的な問題
		⑭その他（ ）

発達上の支援課題（疑いを含む）等について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①（※）月齢相当でない	③知的障がい	⑥身体障がい
②（※）-2SD 以下又は 50% タイル以上の低下	④発達障がい（ASD,ADHD,LD 等） ⑤精神障がい（発達障がいを除く）	⑦その他（LGBT への支援等）
心理的課題（疑いを含む）について（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①トラウマ関連障がい	②愛着障がい	③家庭環境への拒否（*）
必要な医療的ケアについて（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。）		
①日常介助（食事・着替え・入浴等、ただし乳幼児を除く）	③処置等の介助（アレルギー、慢性疾患、たん吸引等）	
②療育指導・訓練（運動機能訓練、言語機能訓練、視機能訓練、補聴訓練）	④観察と対応（多動等） ⑤通院介助	

（*）家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対する拒否感が強い。

4 一時保護（委託）を必要とした理由について

一時保護（委託）開始時点の一時保護（委託）理由として、あてはまる選択肢一つに○をつける。	
①緊急保護（安全確保）	②アセスメント（行動診断＋社会診断＋心理診断）
③高度なアセスメント（行動診断＋社会診断＋心理診断＋医学診断）	④乳児であるため
⑤治療的ケア（児童相談所運営指針に示される「短期入所指導」）	⑥所内一保満床のため
⑦法制度の活用（28 条承認待ち等）	⑧府の取組（30 日ルール適用のため、所内一保を解除（委託一保への切替えを）せざるを得なかった）
⑨障がい児施設へ移るため	⑩その他（ ）
一時保護（委託）開始後、必要と認められた対応について、あてはまる選択肢すべてに○をつける。	
①緊急保護（安全確保）	②アセスメント（行動診断＋社会診断＋心理診断）
③高度なアセスメント（行動診断＋社会診断＋心理診断＋医学診断）	④乳児であるため
⑤治療的ケア（児童相談所運営指針に示される「短期入所指導」）	⑥所内一保満床のため
⑦法制度の活用（28 条承認待ち等）	⑧府の取組（30 日ルール適用のため、所内一保を解除（委託一保への切替えを）せざるを得なかった）
⑨障がい児施設へ移るため	⑩その他（ ）

5 一時保護（委託）における通学の可否について

一時保護（委託）について、どちらかあてはまる選択肢一つに○をつける。	
①職権保護	②同意保護
一保前の居住先の校区内に里親もしくは施設はありますか。（本児が中学生以下の場合のみ回答してください）	
①ある	②ない
通学の可否について、どちらかを選ぶとともに、そう考える理由を記入ください。	
①可 理由：	②否 理由：
一保前の居住先の校区内に委託可能な施設または里親があった場合、通学は可能でしたか。	
①可	②不可
③その他（ ）	

6 一時保護（委託）に代わる支援について

当該児童について、どのような支援があれば、一時保護（委託）せずに済んだと考えられますか。（あてはまる選択肢すべてに○をつける。複数回答可。その他についても積極的に記入ください）	
①子育て短期支援事業（ショートステイサービス）	②養育支援訪問事業
③児童精神科入院	④その他（ ）

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

大阪市社会的養育推進計画の位置づけ

